

補聴器の購入費の助成をします

【新見市難聴高齢者補聴器購入費助成事業】

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用を助成します。

対象要件

下記①～⑤の条件をすべて満たしている人

- ①市内に住民登録がある人
- ②65歳以上の人
- ③次のア、イいずれかに該当する聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人
(手帳の交付対象とならない中等度難聴の人)
 - ア 両耳の聴力が40dB以上70dB未満
 - イ 片方の聴力が70dB以上90dB未満かつもう片方の聴力が40dB以上50dB未満
- ④市税等に滞納のない人
- ⑤過去にこの助成を受けていない人



助成額

補聴器購入に係る費用の内、上限30,000円まで

- ・助成を受けれるのは一人1回限りです。
(3万円に満たない場合でも残額の再申請は不可)
- ・専門業者(認定補聴器専門店、認定補聴器技能者)からの購入したものに限りです。
- ・修理代、文書料、診察料(受診料)は対象になりません。



注意事項

- ・助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。ご注意ください。
- ・補聴器は高額なものがあり、また購入すると返品が出来ない事も多いので、よく家族や医師と相談してから申請しましょう。
- ・補聴器を着けても若い頃のようにすぐによく聞こえるようになるわけではありません。
補聴器を通して聞こえる音に慣れるためのトレーニングが必要です。
購入店で段階を踏んで調整し、ご自身の最適を見つける必要があります。

【お問い合わせ先】

新見市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係
〒718-8501 新見市新見310-3 (新見市役所 本庁舎1階)
TEL 0867-72-6125 FAX 0867-72-1407

☆「手続きの流れ」と「必要なもの」は裏面をご覧ください☆

手続の流れ



①市役所（高齢者支援課）で申請書等もらう

受診した際に「補聴器購入より先に治療をした方が良い」等の指摘を受けた場合は、医師の指示に従ってください。
また、聴力測定を正確に行うため、医師から2回以上の受診を案内される場合があります。

②耳鼻科を受診、聴力検査を実施、
医師の意見欄を作成してもらう

★注1
助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です！
必ず⑤まで完了した後、購入してください！

③②を基に認定補聴器専門店
もしくは、認定補聴器技能者に
見積書を作成してもらう

④申請書等を提出

★必要なもの

1. 申請書（聴力検査結果の記載があるもの）
2. ③の見積書（宛名が対象者のもの）
3. 認定補聴器技能者カードの写し（技能者作成の場合）
4. 納税等状況調査同意書



(1週間程度)

⑤市役所から助成金交付決定通知書が届く

★注2
③の見積書を作成したお店で見積書と同じ補聴器を購入してください！

⑥補聴器を購入



⑦決定日から2か月以内に助成金請求書等を提出

★必要なもの

1. 助成金請求書
2. 領収書

(宛名が対象者のもの)

⑧市役所から助成金の振込

★注3
本人名義の口座
が必要です！

★注4 日付が②耳鼻科を受診、聴力検査を実施、医師の意見欄を作成してもらう
→③見積書→④申請書→⑤決定通知書→⑥領収書の順か確認を！